

平成24年1月26日

アメリカ合衆国における犯罪被害者等に対する経済的支援制度等について

富田信穂

I はじめに

1 本稿の目的

本稿は、「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」における検討に資するために、アメリカ合衆国における犯罪被害者等に対する経済的支援制度の概要について報告するものである。

2 アメリカ合衆国における犯罪被害者支援の発展

アメリカ合衆国における、犯罪被害者等に対する経済的支援を含む犯罪被害者支援の全体像を描くことは、極めて難しい。その主たる理由として、連邦と州の二重構造が存在すること、比較的較的長い歴史の中で多様な制度が発展してきたこと、対象となる被害者等が多様であることなどにより、犯罪被害者支援のための制度が複雑になっていることを挙げることができる。このような状況ではあるが、アメリカ合衆国における犯罪被害者等に対する経済的支援制度の概略を紹介する前提として、アメリカ合衆国における犯罪被害者支援の全体につき、その発展の経緯をごく簡単に述べることにする。

アメリカ合衆国における犯罪被害者支援は、1965年に制定されたカリフォルニア州における犯罪被害者補償制度に始まる。ニュージーランドで被害者補償制度の運用が開始されたのが1964年であるから、アメリカ合衆国の被害者支援の始まりは、世界的に見て比較的早いといえる。その後、各州において犯罪被害者補償制度の創設が続き、1972年までに9州が犯罪被害者補償制度を設けている。

1970年代においては、法執行制度の改善のための連邦による州に対する補助金(Law Enforcement Assistance Administration)(LEAA)を用いて、いくつかの被害者支援プログラムが開始された。また、1975年には、National Organization for Victim Assistance(NOVA)(全米被害者支援機構)が設立されている。更に、1970年代においては、性犯罪被害者やDV被害者などさまざまな被害者が団体を結成し、支援や法改正を求める活動を本格的に開始した。

アメリカ合衆国における犯罪被害者支援の転換点は1982年である。この年にはPresident's Task Force on Victims of Crime(犯罪被害者に関する大統領特別委員会)が設置され、その報告書が同年12月に発行された(President's Task Force on Victims of Crime, Final Report, December 1982)。この報告書は刑事司法機関を始めとする様々な機

関に対する 68 の勧告を含むものであり、アメリカ合衆国における犯罪被害者支援の在り方を方向付けるものとなった。これを受けて 1983 年には司法省に、内部的ではあるが、Office for Victims of Crime (犯罪被害者支援室) (以下、OVC と略称する) が設置された。なお、OVC の正式な発足は、1988 年である。1984 年には Victims of Crime Act of 1984(1984 年犯罪被害者法) が制定され、またこれに基づき Crime Victim Fund (犯罪被害者基金) が設けられた。なお、OVC および犯罪被害者基金については、後述する。

その後連邦や各州において、主として刑事手続における犯罪被害者の法的地位の向上を目指して各種の立法がなされた。また各州においては、犯罪被害者の権利を定める、いわゆる Victims' Bill of Rights (犯罪被害者の権利宣言) が制定されたり、また各州の憲法に犯罪被害者の権利に関する条項が設けられたりした。

1990 年代には、連邦において被害者等の権利や被害者支援に関するさまざまな立法がなされた。その代表的な例としては、Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994 (1994 年暴力犯罪規制及び法執行法)、Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996(1996 年反テロリズムおよび効果的死刑法)、Victims Rights Clarification Act of 1997(1997 年被害者の権利明確化法)、Victims of Trafficking and Violence Protection Act of 2000 (2000 年人身取引及び暴力犯罪の被害者保護法)、などがあげられる。また、2004 年には Justice for All Act of 2004(2004 年全ての者に対する正義法) が制定されている。なお、いわゆる同時多発テロ以降では、国際テロリズムの被害者等に対する支援が強調されているが、この点については後述する。

II 犯罪被害者補償制度

1 犯罪被害者補償制度の位置づけ

アメリカ合衆国において、犯罪被害者が被った経済的損失を回復するための制度としては、犯罪被害者補償制度(crime victim compensation)、損害賠償命令(restitution order)、民事賠償(civil remedies)、の 3 つが主要なものである。犯罪被害者補償制度は、州が被害者等に対して損害についての補償を行う制度であり、損害賠償命令は、刑事裁判所あるいは少年裁判所が、犯人に対して被害者等への損害賠償を命じる制度であり、民事賠償は、犯罪による損害につき被害者等が加害者の損害賠償責任を問うものである。これらのうち、国による経済的支援といえるのは犯罪被害者補償制度であるので、以下においては、この制度について紹介する¹。なお、犯罪被害者の損害回復のための制度としては、以上の他に、各種の公的給付制度および民間の保険制度もあるが、それらが果たしている役割は極めて

¹ アメリカ合衆国における犯罪被害者補償制度を紹介する文献として、やや古いが、富田信穂「アメリカ合衆国における犯罪被害者補償制度」警察学論集 54 巻 3 号 2001 年、佐伯仁志「犯罪被害者への損害回復支援について」ジュリスト 1305 号、2005 年などの文献がある。

限定されている。そこでこれらについては、犯罪被害者補償制度との調整関係を中心として、必要に応じて触れることとする。

アメリカ合衆国の被害者補償制度の基本理念は必ずしも明らかでない。一般に犯罪被害者補償制度の理念あるいは趣旨を説明する際には、その名称は著者によって異なるが、次の4つのモデルが示されることが多い。第一は、国家の国民に対する安全確保の義務を怠ったことによって生じた犯罪被害につき国家が損害賠償を行うという考えである。これをここでは「損害賠償」説と呼ぶこととする。第二は、犯罪被害により経済的に困窮している者に対する社会保障とする考えである。これをここでは「社会福祉」説と呼ぶこととする。第三は、犯罪によって被害者等が被った損害を広く社会で分担するという考えである。これを「保険」説と呼ぶこととする。第四は、被害者等に経済的支援を提供することにより、被害者等の刑事司法への協力や司法制度や国家に対する信頼を確保するための制度であるとする、との考えである。これをここでは「協力確保」説と呼ぶこととする。

アメリカ合衆国の各州の犯罪被害者補償に関する法令、各州や OVC の犯罪被害者補償制度に関する刊行物等を参照しても、報告者の能力の不十分さによるものではあるが、これらの点のどれが中心であるかなどの、制度の基本理念に関する明確な記述を発見することができなかった。また、アメリカ合衆国における被害者学に関する代表的な体系書を参照しても²、アメリカ合衆国における犯罪被害者補償制度の理念に関する歴史的変遷やその理解を巡る「論争」についての記述が見られるが、各州の現行制度の基本となる理念についての明確な説明は見られない。しかしながら、後述するように、アメリカ合衆国の各州の制度およびその運用においては、利用者の大部分は、他の制度の適用を受けることなく、「最後の支払い手段」である、この制度を利用せざる得ない低所得者層であることから、「社会福祉」的性格が強いと言える。また財源としては、一般財源をほとんど用いておらず、罰金等を用いているところから、国家による「損害賠償」的性格や、国民全体によって負担を分担しようとする「保険」的性格は弱いと言える。一方、また被害者等の捜査機関等への協力が強調されているので、刑事司法への「協力確保」により、効果的な犯罪統制を目指すものである、と理解することができる。

なお、アメリカ合衆国の犯罪被害者補償制度の解説を行う各種の文献等においては、犯罪被害者補償制度の基本的な性格については、暴力犯罪の被害者が被った個々の具体的な経済的損失につき、損害賠償、公的給付制度、民間保険制度などのいかなる「並列的な」(collateral)な手段でも回復がなされないときに利用することができる、「最後の支払手段」(payers of last resort)、との説明がなされることが一般的であり、それ以上の説明がなされることはほとんど無い。従って上記の理解は、あくまでも制度から推測される解釈に過ぎない。報告者としては、アメリカ合衆国における犯罪被害者補償制度の基本理念につい

² 例えば、Andrew Karmen, *Crime Victims-An Introduction to Victimology*, 5th Edition, Wadworth, 2004, William G. Doener and Steven P. Lab, *Victimology*, 5th Edition, Matthew Bender, 2008 など。

て、引き続き検討を進める所存である。

アメリカ合衆国では、1965年にカリフォルニア州で初めて犯罪被害者補償制度が設けられ、現在全ての州、コロンビア特別区、およびその他の領土（プエルトリコ、ヴァージン諸島）にこの制度がある。

2 犯罪被害者補償制度による支給の内容

(1)支給対象

支給の対象となる被害者の範囲は、細部については州により異なるが、基本的には州内において発生した暴力犯罪の被害者および殺人事件の遺族であり、財産犯の被害者は除外されるとの点においては共通している。家庭内暴力の被害者および飲酒運転の被害者も含まれる。また一部の州は、国外において犯罪及びテロリズムによって被害を受けた州民に対しても補償を行っている。なお、国外におけるテロリズムの被害者等に対する経済的支援については、現在は連邦政府によって運営されている「国際テロリズム被害者支弁償還プログラム」(International Terrorism Victim Expense Reimbursement Program)が中心的な役割を果たしているが、これについては別途紹介する。

(2)支給内容

支給内容は、州により異なるが、以下に掲げるものについては大部分の州において支給の対象となっている。なお参考までに、括弧内にニューヨーク州における支給金額を掲げる。

- ①医療費(上限無し)
- ②精神保健上のカウンセリング
- ③犯罪行為に関係した障害に基づく就労不能によって、得られなかった賃金(週の上限 600 ドル、総額の上限 3 万ドル)
- ④殺人事件被害者の被扶養者の生活費 (週の上限 600 ドル、総額の上限 3 万ドル)
- ⑤葬儀埋葬費(上限 6000 ドル)
- ⑥被害者に身体上の危険が差し迫っている場合や、トラウマに苦しんでいる性犯罪被害者で治療上の必要がある場合などにおける、引越し費用(上限 2500 ドル)
- ⑦医療機関が遠隔地にある場合の、交通費
- ⑧犯罪関係の障害により被害者が行うことが出来なくなった家事や育児の代行費
- ⑨犯罪現場の清掃費や、住宅の修理費(上限 2500 ドル)
- ⑩身体療法および作業療法を含む、リハビリテーション費
- ⑪身体障害者となった場合の住宅の改造費
- ⑫被害者補償申請のための弁護士費用

犯罪行為によって、損害を受けた物品については、支給の対象とならない。ただし例外的に認められている州もある(例えばニューヨーク州においては、損害を受けたり破壊されたり盗まれたりした眼鏡や補聴器などにつき、500ドルを限度に支給されている)。苦痛に対する慰謝料は、認められない。ただしテネシー州やハワイ州など、これを例外的に認める州もある。

(3)支給金額

支給金額の最高額は、州によって異なる。一般的には10,000ドルから50,000ドルであるが、これより高額の最高額を定める州も存在する。例えば、カリフォルニア州では70,000ドルである。またニューヨーク州では医療費については上限が定められていない。また、医療費や葬儀埋葬費などの項目ごとについて最高額を定める州が多い。

(4)支給実績

2008会計年度の全米における支給総額は431,904,585ドル、支給件数は151,643件である。なお、このうちDV関係の支給件数は2,9684件である。1件あたりの支給額の平均は、約2,800ドルとなる³。

2008年度の罪種別の支給件数は次の通りである。

		うちDV関係
①暴行・傷害	73,748件	25,818件
②殺人	16,509件	1,250件
③性的暴行	12,352件	757件
④児童虐待(身体的及び性的)	28,785件	
⑤飲酒運転	6,912件	
⑥ストーキング	845件	329件
⑦強盗	8,941件	107件
⑧テロリズム	253件	
⑨誘拐	571件	161件
⑩放火	201件	27件
⑪その他	2,526件	1,235件
合計	151,643件	29,684件

2007会計年度及び2008会計年度の支給額を合算したものにつき、支給費目別の比率は

³ 2007会計年度及び2008会計年度の支給額等については、次の文献を参照した。U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, Office for Victims of Crime, 2009 OVC Report to the Nation-Fiscal Years 2007-2008, NIJ226030, 2009.

次の通りである。

①医療費（歯科を含む）	51.2%
②経済的支援	16.5%
③葬儀埋葬費	11.4%
④精神保健費	8.2%
⑤性的暴力検査費	5.8%
⑥事件現場清掃費	0.1%
⑦その他	6.9%

（なお、百分比の合計は100となっていない）

(5) 不支給・減額事由

不支給や減額の事由は州によって異なるが、一般的には支給資格は次のとおりである。

①被害者と加害者との間に親族関係があっても、支給される。従って、家庭内暴力（DV）の被害者にも支給される。ただし、加害者が不当に経済的利益を得るような場合には、認められない。

②障害または死亡につき、被害者に有責性のある場合には、減額または不支給となることがある。また、州によっては、当該被害とは関係のない別の事件の前科前歴を理由として支給を行わないことが認められている。

③犯罪を法執行機関に迅速に通報しなければならない。72時間以内の通報義務が一般的であるが、被害者が児童である場合や特別の事情がある場合など、「正当な理由」（good cause）がある場合には、例外とされる。

④警察および検察の捜査や起訴に協力しなければならない。

⑤申請を速やかに行わなくてはならない。一般的には、犯罪行為から1年以内に申請することが求められている。

3 他の公的給付等との関係

アメリカ合衆国における犯罪被害者補償は「最後の支払手段」（payers of last resort）である。従って、被害者補償制度の適用に際しては、その他の被害者に対する「並列的な」（collateral）な支払は全て、考慮され、調整されることとなっている。ここには公的給付制度のほか、民間の任意の保険も含まれる。また、犯人からの損害賠償や刑事裁判所による損害賠償命令（restitution）も調整される。

犯罪被害者が利用可能な他の給付として、被害直後の危機介入サービスの一部として、被害者が必要とする当座の金銭を支給するプログラムがある。

なお、アメリカ合衆国においては健康保険も基本的には民間保険であり、我が国の自賠責保険に相当する制度は無いなど、公的な補償制度は充実していない。従って、低所得者であるため、各種の保険などに加入していない者にとっては、犯罪被害者補償制度は、実

は先に述べたように「最後の支払手段」(payers of last resort)では無く、「最初の支払手段」であるとも言える。

4 運営機構

犯罪被害者補償制度を運営する部局は州により異なる。最も多いのは、州の公安部又は刑事司法部によって運営されるものである。次に多いのは、州司法長官 (Attorney General) の部局によって運営されるものである。その他、労災保険担当部局、社会福祉担当部局、財務部局などによって運営されているものや、裁判所によって運営されているものもある。運営機構が他の州と大きく異なるのが、コロラド州とアリゾナ州である。これらの州においては、補償に関する裁定を行なう犯罪被害者補償委員会が地方検察官事務所ごとに置かれており、それぞれ州法に準拠して、州政府の指導及び監督の下に裁定を行なっている。

5 財源

(1)犯罪被害者補償の財源

犯罪被害者補償のための財源は州により異なるが、2つのグループに大別できる。第1のグループは犯人が支払う種々の金銭のみに依存するグループである。大多数の州はこれに属する。第2のグループは一般財源をも利用するグループである。いずれの場合にも、罰金の追加金、罰金以外の有罪判決の場合であっても支払いが命じられる金銭、刑務作業の賃金などさまざまな財源が用いられる。

州に対しては、1984年犯罪被害者法(Victims of Crime Act, VOCA)に基づいて創設された連邦の「犯罪被害者基金」(Crime Victims Fund)から、補助金が交付されている⁴。補助金は、各州が前年に被害者補償のために支出した金額に対して、一定の割合で交付される。その割合は、当初35%であったが、1987会計年度から40%に引き上げられた。また2003会計年度からは更に引き上げがなされ、現在60%となっている。

2008会計年度における、補助金の総額は171,349,000ドルとなっている。なお、連邦からの補助金は5%を限度として、運営費に充当できることになっている。

(2)犯罪被害者基金

上述の犯罪被害者基金は、司法省司法プログラム局犯罪被害者支援室(U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, Office for Victims of Crime) (OVCと略称する)によって運営されている。

この基金は、州の犯罪被害者補償制度への補助金の交付の他、州を含む公的機関や民間機関による被害者支援活動に対する補助金の交付や、司法省犯罪被害者対策室による独自

⁴ 「犯罪被害者基金」に関する記述は、前掲注3の文献の他に以下の文献を参照した。U.S. Department of Justice, Office of Justice Programs, Office for Victims of Crime, Crime Victims Fund, OVC Fact Sheet, April 2010.

の被害者支援プログラムにも用いられている。この基金の財源は、連邦法違反事件の罰金 (Criminal Fines)、没収された保釈保証金 (Bond Forfeitures)、特別賦課金 (Special Assessments) などである。このうち、特別賦課金は有罪となった犯人から、犯罪の軽重や犯行の主体 (個人・法人) に応じて徴収されるものである。2002 会計年度からは、「テロ防止のために必要な適切な手段を確保することによりアメリカの結束と強化を図る 2001 年 10 月法」 (The October 2001 Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools to Intercept and Obstruct Terrorism) (いわゆる「合衆国愛国者法」) (USA PATRIOT Act) により、寄付や遺産等を受け入れることが可能となった。

なお、基金の組み入れることの出来る金額の上限 (いわゆる Cap) は、基金設立の当初には設定されていたが、1993 年に廃止されている。また、2000 会計年度より利用できる金額の上限が定められている。2008 会計年度及び 2008 会計年度における基金への組み入れ額、基金総額、及び利用可能額の上限は次の通りである。

2007 会計年度

組み入れ額：	10 億 1800 万ドル
基金総額：	19 億 8140 万ドル
利用可能額の上限：	6 億 2500 万ドル

2008 会計年度

組み入れ額：	8 億 9630 万ドル
基金総額：	17 億 8400 万ドル
利用可能額の上限：	5 億 9000 万ドル

基金の用途は法律で規定されており、次のような優先順位および割合で配分される。まず児童司法法に基づき。児童虐待事件の捜査および訴追の改善のために、毎年 2000 万ドルまでを利用できることとなっている。次に連邦の刑事司法制度の改善のために一定額が用いられる。具体的には、連邦検察官事務所の被害者支援員、FBI の被害者支援専門員、連邦の被害者通知システムのために用いられる。更に OVC が被害者支援のために裁量的に交付できる基金に割り当てられる。以上の残額につき、47.5% を上限として州の被害者補償制度に対する補助金、また同じく 47.5% を上限として州の被害者支援プログラムに対する補助金に用いられる。上記とは別に Antiterrorism Emergency Reserve (反テロリズム緊急準備金) 関係に 5000 万ドルまで支出できることとなっており、国内外におけるテロリズムによる犯罪の被害者のために用いられることとなっている。

以上に基づき、2008 会計年度における犯罪被害者基金の収入および分配額を記すと、次の通りとなる。なお、組み入れ額、基金総額、および利用可能額の上限は、上記の再掲で

ある。

組み入れ額	8億9630万ドル
基金総額	17億8400万ドル
支出上限(Cap)	5億9000万ドル

分配額

児童司法法	1980万ドル
連邦検察官事務所被害者支援員	2240万ドル
FBI被害者支援専門員	920万ドル
被害者通知システム整備	480万ドル
OVC裁量資金	1830万ドル
被害者通知制度裁量基金	170万ドル
州被害者補償制度補助金	1億7130万ドル
州被害者支援補助金	3億0910万ドル
司法プログラム局運営費	2790万ドル
会計検査・査定及び運営局	550万ドル
小計	5億9000万ドル
反テロリズム緊急準備金	5000万ドル
利用可能額の上限	6億4000万ドル

III 国際テロリズム被害者支弁償還プログラム

国外テロリズム被害者等に対する重要な支援策である「反テロリズム及び緊急事態支援プログラム」について簡単に紹介する⁵。既に述べたとおり、アメリカ合衆国においては経済的支援の中心は、州の犯罪被害者補償制度であり、すべての州に制度が設けられている。州の犯罪被害者補償制度は、州内で発生した犯罪被害(テロリズムによる被害を含む)を対象とするものである。但し一部の州においては、州民の海外における犯罪被害やテロリズ

⁵ 以下の記述に際しては、OVC, International Terrorism Victim Expense Reimbursement Program, Report to Congress, February, 2006, NCJ210645 を中心として、OVCのこれに関する種々の刊行物を参照した。なお、この制度を紹介する文献として、富田信穂「被害者支援のグローバル化」(20周年記念シンポジウム・被害者学のパーспекティブ)、『被害者学研究』第20号、2010年3月。

ムによる被害に対して補償を行っている⁶。なお、州の犯罪被害者補償制度に対しては、連邦の犯罪被害者基金からの補助がなされている。

1995年のオクラホマにおける連邦政府ビル爆破事件を契機として、連邦議会は犯罪被害者法(1984 Victims of Crime Act)を1996年に改正して、連邦司法省の被害者支援室(Office for Victims of Crime)(OVC)が管理する「反テロリズム緊急事態準備金」(Antiterrorism Emergency Reserve)を創設することとなり、その資金を用いて「反テロリズム及び緊急事態支援プログラム」(Antiterrorism and Emergency Assistance Program)が開始されることとなった。このプログラムにより、連邦政府は国内及び国外のテロリズム及び集団暴力の被害者への補償などにつき、各州などに対する補助を充実させることとなった。具体的には、連邦議会は2000年に「人身取引及び暴力の被害者保護法」(Victims of Trafficking and Violence Protection Act of 2000)を制定し、これにより「犯罪被害者法」が改正され、OVCに国際テロリズム被害者のための補償制度を創設する権限が与えられることとなった。これにより設けられたのが「国際テロリズム被害者支弁償還制度」(International Terrorism Victim Expense Reimbursement Program)であり、2006年より運用が開始されている。

このように国際テロリズム被害者等への経済的支援については、連邦が中心的な役割を果たすこととなったことを受けて、2001年に制定された「米国愛国者法」(USA PATRIOT Act) (Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism Act of 2001)に基づいて、それまで連邦政府から州の被害者補償制度への財政的援助の要件の一つであった、各州の被害者補償制度による海外におけるテロリズム被害者への補償という要件が除かれることとなった。以上のような経緯で設立されたITVERPであるが、その概略は以下の通りである。まず受給資格者については、米国民及び米国政府職員であって、国際テロリズム事件によって、直接的に身体的・精神的被害を受けた者およびその遺族等、とされている。次に給付内容であるが、医療費(50,000ドルまで)、精神保健費(5,000ドルまで)、物的損害費用(10,000ドルまで)、葬儀埋葬費(25,000ドルまで)、その他雑費(15,000ドル)などとなっている。

⁶ 参考までに、OVCのガイドラインによるテロリズムの定義を紹介する。

(国内テロ)

A 「合衆国又は州の刑法に違反する、人命に対する危険な行為を含み、

B i 民間人を威迫し、もしくは強制する、

ii 威迫若しくは強制により政府の政策に影響を与えようとする、又は

iii 大量破壊、暗殺、若しくは破壊により政府の行為に影響を与えようとする意図を有し、

C 主として合衆国の領土の司法管轄内で発生する活動」

(国際テロ)

上記Cが

「主として合衆国の領土の司法管轄外で発生し、達成された攻撃手段、威迫若しくは強制の対象者又は犯人の活動地域若しくは隠れ家のある地域が国境をまたいでいる活動」

IV 若干のコメント

以上、アメリカ合衆国における犯罪被害者補償制度の概略を紹介したが、わが国における「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討」の観点から、参考になると思われる事項を、順不同であるが以下に記すこととする。なお、既に述べたとおり、アメリカ合衆国の被害者補償制度は、「最後の支払い手段」であるため、適用範囲はかなり限定されているが、以下においてはこの点については考慮しないこととする。

1 国外被害についての配慮

一部の州においては国外で被害を受けた州民に対しても犯罪被害者補償制度の適用を認めている。また連邦の制度として「国際テロリズム被害者支弁償還プログラム」が存在する。国外における犯罪やテロリズムの被害を受ける可能性が高まっている現在においては、この点は参考になると思われる。

2 親族関係のある被害者等への適用

アメリカ合衆国の犯罪被害者補償制度の主要な対象者はDV被害者であり、被害者・加害者間に親族関係があっても、加害者が経済的な利益を得ない場合には、被害者への支給は為される。この点も参考になると思われる。

3 支給の対象となる被害の範囲

アメリカ合衆国の犯罪被害者補償制度の特徴の一つは、申請の対象となる被害の範囲が広いことである。例えば、心理カウンセリングの費用を認めている州も多い。その他、破損した眼鏡や補聴器などの買換え費用等も認めている州も多い。このような個別の損害額を積算して請求する方法は、検討に値する方法である。なお、この場合申請者の負担が増加することも考えられるが、わが国においても犯罪被害者等早期援助団体による申請補助が認められているので、負担を軽減することも可能である。

4 財源の多様性

各州の被害者補償制度や連邦の犯罪被害者基金においては、一般財源よりもむしろ、罰金や特別賦課金などが重要な財源となっていることは、既に紹介したとおりである。同様の制度をわが国で採用した場合、わが国の給付金制度の「国民の連帯共助」の理念から外れるおそれもないとはいえない。また、罰金等の特定財源化も、わが国の基本方針に反するものとなるとも言える。また、財源確保のために罰金刑を科すという、望ましくない事態が生じる虞が無いともいえない。更に罰金を活用するという案については、わが国における罰金の納付者の大部分は道路交通法違反の者であるから、犯罪被害者等給付金の受給

者を含む、支援を受ける被害者等のズレが生じることになり、望ましくないとする考えもありうる。この点については、一方で、いわゆる振り込め詐欺の預保納付金については、犯罪被害者支援に活用する方向で議論されており、このような利用方法が完全に否定されているわけでもない。なお、連邦の特別賦課金のように有罪判決を受けた者に対して一定額の賦課金を課す制度を設けることは、納付者と受給者のズレという問題も発生せず、また罪を犯した者に犯罪被害者支援のために広く浅く負担させることになるので、問題は比較的少ないとも考えられる。しかし、財源をどこに求めるかという議論は、犯罪被害者支援の理念や刑罰制度の本質に関わることであるので、慎重な検討が必要であることは、改めて指摘するまでも無い。